

第543回 海務協議会

- (1) 日時：平成29年3月10日（金）13：30～
- (2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- (3) 議題：
1. 「アジア開発銀行年次総会等の開催に伴うテロ対策」への協力依頼について
監視部：吾住 次長
 2. 「平成28年の横浜税関における密輸事犯摘発状況」について
監視部：佐藤 特別監視官
 3. 「輸出貿易管理令の一部改正について（奢侈品の追加）」について
監視部：石田 上席監視官
 4. 海上コンテナ貨物に係る出港前報告制度に係る事前通知に対する問合せ先（電子メール）の追加について
監視部：石田 上席監視官
 5. 大栈橋監視分庁舎停電に伴うNACCSの停止について
監視部：石田 上席監視官
- (4) その他・質疑応答

開催予定日 平成29年 5月10日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）



港湾で働く皆様へ



横浜税関 平成29年2月8日



テロ対策取締強化実施

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税関では、本年5月6日～7日横浜市（パシフィコ横浜・他）で開催されるアジア開発銀行（ADB）年次総会開催に伴う水際対策の実施にあたりテロ行為等を未然に防止する目的として、取締りの一層の強化を図ります。

テロ行為等を防ぐためには、皆様からの情報が重要です。皆様には、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、不審人物及び貨物の異常な点、異常な行動を目撃された場合には、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡をお願いいたします。

港でこんなことに出会ったら税関にお知らせください。

- 埠頭のゲートやフェンス付近を何度も往来する人物・車両を見かけたとき
- レンタカーや普段見かけない他府県ナンバーの車両を見かけたとき
- 不審な漂流物・漂着物を発見したとき
- 外国貿易船の接岸している岸壁付近で不審物を見つけたとき
- 周囲を警戒していたり、落ち着きのない乗組員・訪船者を見かけたとき
- 乗組員・訪船者の身边に異常なふくらみがあったり、寒くもないのに厚着をしていたとき
- 手荷物を持って外国貿易船を降りている人物を見かけたとき



けん銃・麻薬等の密輸に関する情報提供のご協力を！

QRコード

密輸ダイヤル (24時間受付)

0120-461-961

シロイ クロイ

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>



平成29年3月

船舶代理店 各位

横浜税関 監視部

アジア開発銀行(ADB)年次総会等の開催に伴う水際対策の強化等の実施に係る
船舶寄港地リスト(ポートオブコール・ボヤジメモ)の提出依頼について

平素より、税関行政に関しまして、多大なるご理解とご協力をいただきありがとうございます。

アジア開発銀行(ADB)年次総会(以下、「ADB年次総会」という。)については、総会が本年5月6日(土)から7日(日)までの間、また、関係会議が5月4日(木)より開催される予定となっております。

横浜税関では、ADB年次総会を標的としたテロ行為等を未然に防止すること、会議等の円滑な実施に資すること等を目的とした、水際対策の強化等に向けた取り組みを実施する予定です。

その一環として、横浜港に入港する全ての船舶(公用船や特殊船舶を含む)を対象に、入港の3か月前までの寄港地等が確認できる書類を、本船から入手のうえご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出の方法については窓口における手渡し、FAXやE-Mailによる送信等適宜の方法で構いません。

御協力の程、よろしく願いいたします。

提出期間：平成28年4月1日(土)～5月7日(日)

提出時期：本船入港予定情報登録後速やかに提出

提出先窓口：大棧橋監視分庁舎窓口(045-212-6070)

FAX送信先：045-201-8515

※上記の件に関してご質問等がございましたら、監視部総括・許可部門(045-212-6077)までお問い合わせ下さい。



報道発表

平成29年2月23日
横浜税関

平成28年の横浜税関における密輸摘発状況

海上コンテナ貨物及び国際郵便物から 大量の覚醒剤等不正薬物を相次いで摘発

- 不正薬物の押収量は、海上コンテナ貨物及び国際郵便物から大量の不正薬物を相次いで摘発し、約420kg(前年比約2倍)と大幅に増加
- 不正薬物の摘発件数は、448件(前年比約45%)であり、昨年と比較し、半減するも、依然として高水準で推移
- 覚醒剤の押収量は、約316kg(前年比約1.8倍)と大幅に増加し、平成8年の約528キロに次ぐ“過去2番目”を記録
- 国際郵便物による摘発が437件と不正薬物全体の約98%を占める

(参考)

- ・全国の不正薬物の押収量は約1,649 kg(前年比約3.2倍)と大幅に増加し、平成11年の約2,186kgに次ぐ過去2番目を記録
- ・全国の覚醒剤の押収量は、約1,501kg(前年比約3.6倍)であり、過去最高を記録

[主な特徴]

<覚醒剤事犯>

- 摘発件数は、19件(前年比1.9倍)、押収量は、約316kg(前年比約1.8倍)といずれも増加

<麻薬事犯>

- 摘発件数は、106件(前年比約1.2倍)、押収量は、約95kg(前年比約152倍)といずれも増加

<大麻事犯>

- 摘発件数は、43件(前年比約73%)、押収量は、約3kg(前年比約13%)といずれも減少

<指定薬物>

- 摘発件数は、277件(前年比約34%)、押収量は、約6kg(前年比約27%)といずれも減少

1. 社会悪物品の摘発実績（全国・横浜）

種類	年	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		前年比	
		件	横浜	件	横浜	件	横浜	件	横浜	件	横浜	件	横浜
覚醒剤	件	141	4	154	3	174	5	83	10	104	19	125%	190%
	kg	482	7	859	241	549	45	422	172	1,501	316	356%	184%
大麻	件	82	5	66	11	99	35	122	59	118	43	97%	73%
	kg	132	1	13	1	74	6	34	19	9	3	25%	13%
大麻草	件	58	3	52	11	52	17	58	28	81	34	140%	121%
	kg	104	0	12	1	35	5	29	18	6	1	21%	5%
大麻樹脂	件	24	2	14	-	47	18	64	31	37	9	58%	29%
	kg	29	1	1	-	40	1	6	1	3	2	48%	192%
あへん	件	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	46	3	128	10	91	48	213	90	182	106	85%	118%
	kg	11	-	135	118	6	0	26	1	121	95	465%	152倍
	千錠	4	3	17	2	2	2	1	0	1	1	56%	6倍
ヘロイン	件	3	-	3	-	2	-	2	-	6	6	300%	全増
	kg	1	-	4	-	0	-	2	-	0	0	0%	全増
コカイン	件	7	-	10	1	10	4	8	5	12	4	150%	80%
	kg	9	-	127	118	2	0	18	0	119	95	657%	920倍
MDMA等	件	5	-	6	1	5	3	23	17	27	18	117%	106%
	kg	0	-	3	0	0	0	0	0	1	0	351%	109%
	千錠	0	-	0	-	0	0	0	0	1	1	701%	50倍
ケタミン	件	8	-	5	-	7	-	12	-	20	3	167%	全増
	kg	0	-	0	-	1	-	4	-	1	0	18%	全増
その他麻薬	件	23	3	104	8	67	39	168	68	117	75	70%	110%
	kg	0	-	1	0	3	0	2	0	1	0	31%	35%
	千錠	4	3	17	2	2	2	1	0	0	0	14%	44%
向精神薬	件	39	2	33	3	26	1	16	3	11	3	69%	100%
	kg	-	-	0	-	-	-	0	0	0	-	95%	全減
	千錠	12	1	10	2	9	2	7	4	2	2	32%	37%
指定薬物	件	-	-	-	-	-	-	1,462	826	477	277	33%	34%
	kg	-	-	-	-	-	-	40	23	19	6	47%	27%
合計	件	308	14	382	27	390	89	1,896	988	892	448	47%	45%
	kg	626	8	1,007	359	630	52	522	215	1,649	420	316%	196%
	千錠	16	4	27	4	11	4	8	4	3	2	36%	49%
(参考)使用回数	万回	1,701	-	3,331	-	1,885	-	1,499	-	5,405	-	361%	-

銃 砲	件	3	-	4	-	3	-	5	1	4	1	80%	100%
	丁	4	-	6	-	4	-	5	1	4	1	80%	100%
うち拳銃	件	3	-	4	-	3	-	5	1	4	1	80%	100%
	丁	4	-	6	-	4	-	5	1	4	1	80%	100%
銃砲部品	件	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	点	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計数量を示す。
4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
5.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、あへん:0.3g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
6.端数処理のため数値が合わないことがある。
7.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
8.平成28年の数値は速報値である。

2. 不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国・横浜）

(件)

形態別	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜	
航空機旅客等による密輸	130	3	135	0	171	1	107	1	176	1	
国際郵便物を利用した密輸	130	7	204	24	166	82	1734	981	640	437	
商業貨物等を利用した密輸	33	2	30	1	39	6	45	3	60	9	
	航空貨物等	25	0	26	0	27	0	34	0	49	0
	海上貨物等	8	2	4	1	12	6	11	3	11	9
船員等による密輸	15	2	13	2	14	0	10	3	16	1	
合計	308	14	382	27	390	89	1896	988	892	448	

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

3. 不正薬物の仕出国別摘発件数（横浜）

仕出国	香港	英国	米国	スペイン	オランダ	チェコ	中国	カナダ	スロベニア	台湾	その他	合計
摘発件数(件)	93件	63件	56件	48件	39件	28件	27件	18件	15件	12件	49件	448件
(うち国際郵便物)	(93件)	(63件)	(52件)	(48件)	(39件)	(28件)	(25件)	(18件)	(15件)	(11件)	(45件)	(437件)
構成比(%)	20.8%	14.1%	12.5%	10.7%	8.7%	6.3%	6.0%	4.0%	3.3%	2.7%	10.9%	100.0%

4. 平成28年の横浜税関における主な摘発事例

【事例1】 海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤を摘発

平成28年8月、本牧埠頭出張所に輸入申告された台湾来海上コンテナ貨物を検査したところ、円柱状金属製スクラップに隠匿された覚醒剤約50kgを発見・摘発した。



【事例2】 国際郵便物に隠匿された覚醒剤を摘発

平成28年8月、台湾から到着した海上小包郵便物13個を検査したところ、リュックサック178個の中に隠匿された覚醒剤356包約35kgを発見・摘発した。



【事例3】 海上コンテナ貨物に隠匿されたコカインを摘発

平成28年9月、横浜港南本牧ふ頭に蔵置されたエクアドル来海上コンテナ貨物を検査したところ、コンテナ扉口付近に隠匿されたコカイン約95kgを発見・摘発した。



【事例4】 国際郵便物に隠匿された大麻を摘発

平成28年12月、アメリカ合衆国から到着した航空小包郵便物を検査したところ、大麻固形物約1.5kg及び大麻植物片約7gを発見・摘発した。



【事例5】 国際郵便物に隠匿された指定薬物を摘発

平成28年1月、英国から到着した国際郵便物を検査したところ、亜硝酸イソプロピルを含有する液状物15本(約184g)を発見・摘発した。



【事例6】 国際郵便物に隠匿された麻薬及び指定薬物を摘発

平成28年1月、オランダから到着した国際郵便物を検査したところ、麻薬である通称「LSD」1枚、麻薬である通称「JWH-073」4錠及び指定薬物である通称「5-EAPB」2錠を発見・摘発した。



【事例7】 航空機旅客のスーツケースに隠匿された覚醒剤を摘発

平成28年5月、中華人民共和国から茨城空港に到着した航空機旅客のスーツケースを検査したところ、スーツケース取手支柱部に隠匿された覚醒剤約68gを発見・摘発した。



連絡・問合せ先

横浜税関 調査部

特別審理官(第1担当): 川 合 かわ あい

TEL045-212-6080

報 道 発 表

平成 29 年 2 月 23 日

財 務 省

覚 醒 剤 の 押 収 量 が 過 去 最 高 を 記 録

－平成 28 年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況－

財務省は、平成 28 年の 1 年間に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物等

不正薬物 *1 全体の押収量 *2 は約 1,649 kg (前年比約 3.2 倍) と大幅に増加し、平成 11 年の約 2,186kg に次ぐ“過去 2 番目”を記録した。一方、摘発件数は 892 件(前年比 53%減)と半減した。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA 等)、向精神薬及び指定薬物をいう

*2 錠剤型薬物を除いたもの

[覚醒剤事犯]

押収量は約 1,501 kg *3 (前年比約 3.6 倍) と大幅に増加し、“過去最高”を記録
摘発件数についても 104 件(前年比 25%増)と増加

*3 薬物乱用者の通常使用量で約 5,003 万回分、末端価格にして約 1,050 億 5,500 万円に相当

➤ “密輸手口の大口化”

- ・一度の押収量として過去最高となる約 600kg の密輸入をはじめ、大口事犯を多数摘発
- ・1 件当たりの平均押収量は約 14kg(前年比約 2.8 倍)に急増

➤ “密輸仕出地の局地化と台湾の台頭”

- ・摘発件数上位 5 か国・地域の構成は前年から変化なし
- ・押収量は上位 3 か国・地域で全体の 9 割以上
- ・台湾を仕出地とする密輸入が摘発件数・押収量とも大幅に増加

[大麻事犯]

押収量は約 9 kg(前年比 75%減)と大幅に減少

摘発件数は 118 件(前年比 3%減)と増加傾向が止まったが、引き続き高水準

[指定薬物事犯]

摘発件数は 477 件(前年比 67%減)と大幅に減少したが、引き続き高水準

押収量は約 19kg(前年比 53%減)と半減

2. その他

- 知的財産侵害事犯として、商標権を侵害するバッグ等の密輸入事犯を 7 件告発
- 北朝鮮関連事犯として、食器類等の日用品及びニット生地不正輸出事犯を告発

[問い合わせ先]

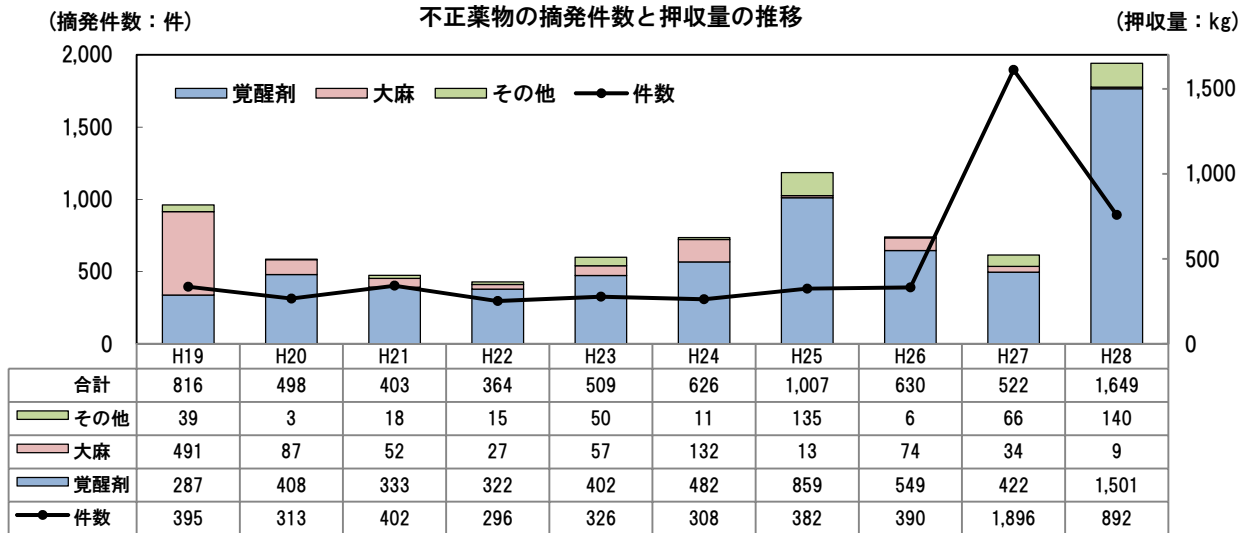
財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111

(内線) 5389

平成 28 年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

1. 不正薬物等

不正薬物全体の押収量は約 1,649 kg（前年比約 3.2 倍）と大幅に増加し、平成 11 年（約 2,186kg）に次ぐ過去 2 番目を記録するなど、深刻な状況となっている。また、摘発件数は 892 件（前年比 53%減）と、指定薬物の大幅な減少を要因として前年から半減した。

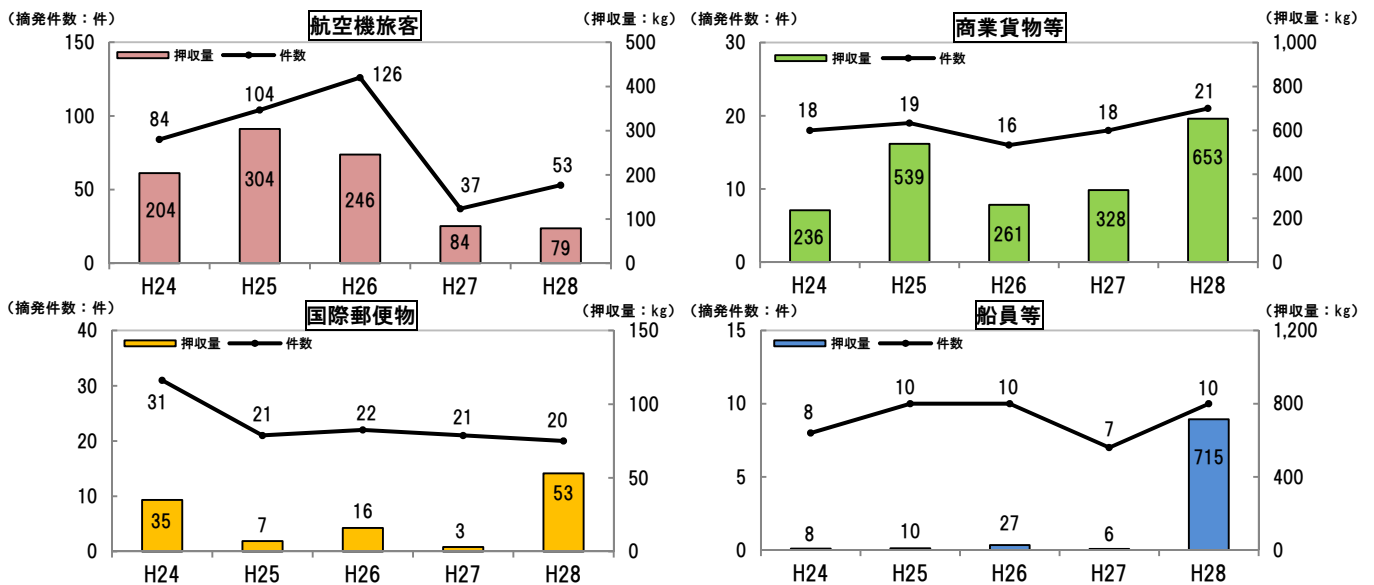


（注）その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

(1) 覚醒剤

- 押収量は約 1,501 kg（前年比約 3.6 倍）と大幅に増加し、過去最高を記録した。押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 5,003 万回分、末端価格にして約 1,050 億 5,500 万円に相当する。また、摘発件数についても 104 件（前年比 25%増）と増加した。
- 密輸形態別にみると、摘発件数については、航空機旅客による密輸入が 53 件（前年比 43%増）と増加に転じた。押収量については、航空機旅客による密輸入を除くすべての形態で大幅に増加し、密輸手口の大口化が顕著となった。
- 近年確認されていなかった洋上取引による事犯を 2 件摘発した。

密輸形態別の摘発件数・押収量の推移

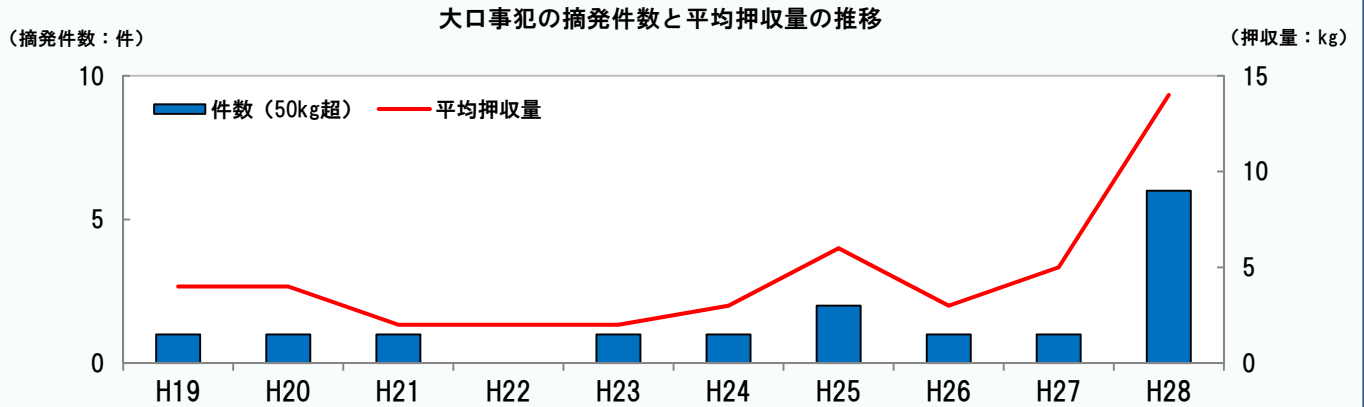


～密輸手口の大口化～

○一度の押収量として過去最高となる約 600kg の密輸入をはじめ、大口事犯を多数摘発

- ・押収量 50kg 超の事犯の摘発件数が 6 件と急増し、平成 11 年(7 件)に次ぐ過去 2 番目を記録

○1 件当たりの平均押収量は約 14kg(前年比約 2.8 倍)に急増



(事例 1) 洋上取引《過去最高の押収量》

那覇港に入港した外航ヨットに対する捜索において船底部及び客室床下に隠匿されていた**覚醒剤約 600kg**を摘発(平成 28 年 5 月沖縄地区税関)



(事例 2) 洋上取引

東シナ海の海上において洋上取引され、徳之島の漁港に陸揚げされた**覚醒剤約 100kg**を摘発(平成 28 年 2 月門司税関等 6 税関)



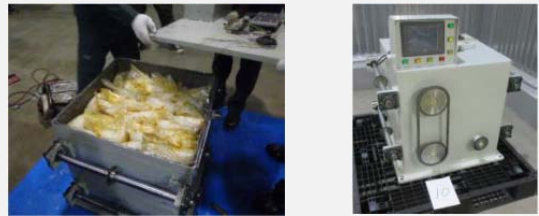
(事例 3) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、LED ライトの駆動装置内に隠匿されていた**覚醒剤約 154kg**を摘発(平成 28 年 7 月東京税関)



(事例 4) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、小石運搬機内に隠匿されていた**覚醒剤約 153kg**を摘発(平成 28 年 11 月東京税関)



(事例 5) 海上貨物

台湾から到着した海上貨物の検査において、円柱形スクラップ内に隠匿されていた**覚醒剤約 50kg**を摘発(平成 28 年 8 月横浜税関)



(事例 6) 国際郵便《国際郵便における過去最高の押収量》

台湾から到着した海上小包郵便物の検査において、リュックサック内に隠匿されていた**覚醒剤約 35kg**を摘発(平成 28 年 8 月横浜税関)

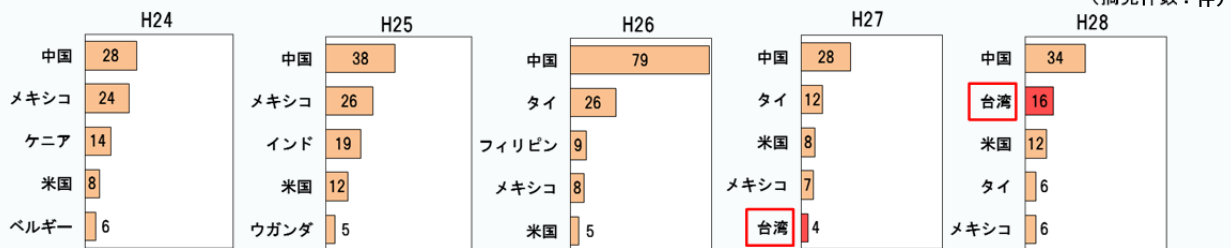


- 密輸仕出地別に摘発件数をみると、中国が 34 件(前年比 21%増)と 6 年連続で最も多く、続く台湾が 16 件(前年比 4 倍)と大幅に増加した。押収量についても中国が約 1,049kg(前年比約 10.1 倍)と最も多く、メキシコが約 260kg(前年比 16%増)、台湾が約 104kg(前年比約 2.3 倍)と続いた。

～密輸仕出地の局地化と台湾の台頭～

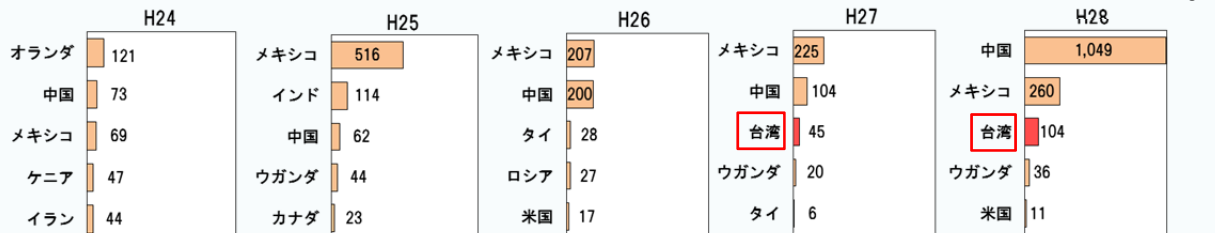
- 摘発件数上位 5 か国・地域の構成は前年から変化なし
- 押収量は上位 3 か国・地域で全体の 9 割以上
- 台湾を仕出地とする密輸入が摘発件数・押収量とも大幅に増加

密輸仕出地別の摘発件数(上位 5 か国・地域)



(注) 第 5 位が複数の場合は、押収量が最も多い国・地域を記載

密輸仕出地別の押収量(上位 5 か国・地域)



【台湾からの密輸入の特徴】

- ・入国旅客(航空機・船舶)による密輸入が 12 件と大半を占め、その半数以上は若年層(20~30 代)の男性によるものであった。

密輸形態別の摘発件数

航空機旅客：10 件 船舶旅客：2 件
(国際郵便物：3 件 商業貨物：1 件)

摘発された旅客の年代別の摘発件数

20 代：5 件 30 代：4 件 ⇒ うち男性：7 件
(40 代：2 件 50 代：1 件)

- ・隠匿手口の内訳は、体に巻きつける等の身辺隠匿が 9 件、携帯品への隠匿が 3 件であった。

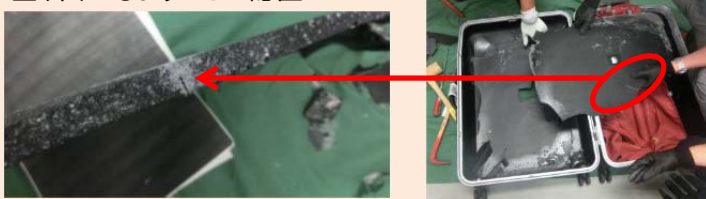
(事例 7) 船舶旅客

台湾からクルーズ船を利用し那覇港に到着した台湾人男性 2 名の携帯品検査において、体に巻きつけて隠匿されていた**覚醒剤計約 7 kg**を摘発(平成 28 年 12 月沖縄地区税関)



えっ！！この中に覚醒剤が…？

覚醒剤を樹脂様のものにねり込んでスーツケースの内側に塗り固めるようにして隠匿

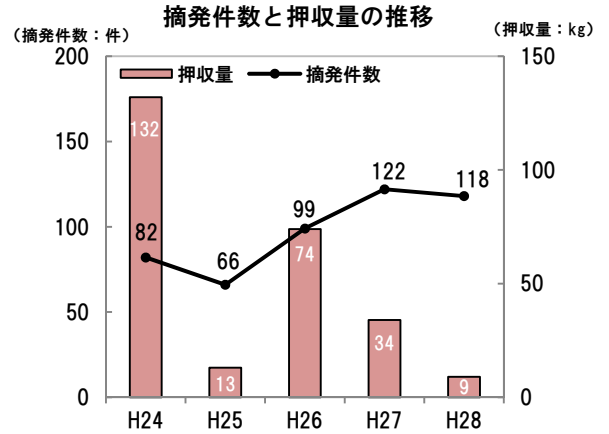


覚醒剤を円形ゴム様のものにねり込んで隠匿



(2) 大麻

- 押収量は約 9 kg (前年比 75%減) と大幅に減少し、過去最低となった。
- 摘発件数は 118 件 (前年比 3%減) と、過去 2 年続いた増加傾向が止まったが、引き続き高水準となった。
- 1 件当たりの平均押収量は約 74g (前年比 74%減) と密輸手口の小口化傾向が強まった。



(3) 麻薬*1

- 押収量は約 121kg (前年比約 4.6 倍) と大幅に増加し、平成 25 年 (約 135kg) に次ぐ過去 2 番目を記録した。一方、摘発件数は 182 件 (前年比 15%減) と前年から減少した。
- 押収量の大幅な増加は、9 月に横浜税関において海上貨物からコカイン約 95kg を摘発したことによる。

*1 ヘロイン、コカイン、MDMA 等

(4) 指定薬物*2

- 摘発件数は 477 件 (前年比 67%減) と大幅に減少したが、不正薬物全体の摘発件数の半数以上を占め、引き続き高水準となった。
- 押収量は約 19kg (前年比 53%減) と半減した。

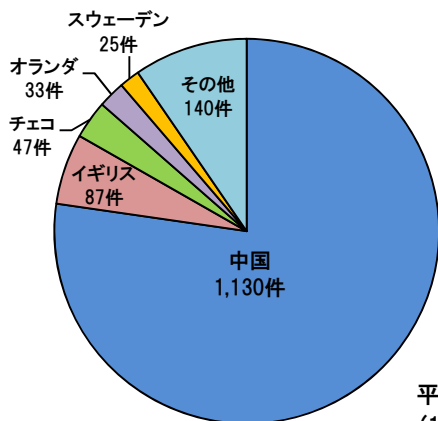
*2 指定薬物は、平成 27 年 4 月に「輸入してはならない貨物」に追加された。同年の不正薬物全体の摘発件数は 1,896 件と、過去最高を記録したが、指定薬物の摘発件数 (1,462 件) がその約 8 割を占めた。

【指定薬物の密輸入の特徴】

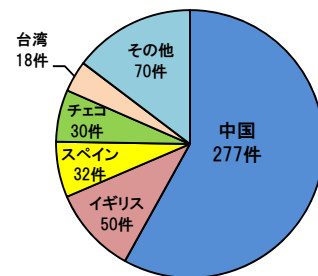
- ・ 亜硝酸イソブチル等の亜硝酸エステル類が約 7 割と大半
- ・ 国際郵便物を利用した密輸入が約 9 割
- ・ 中国からの密輸入が約 6 割を占め、引き続き最多



亜硝酸エステル類の例
(多くは小瓶 (約 9ml) 入りの液体)



平成 27 年
(1,462 件)



平成 28 年
(477 件)

(5) 銃砲等

- 銃砲の摘発件数は 4 件 (前年比 20%減)、押収量は 4 丁 (前年比 20%減) と、いずれも減少した。なお、摘発した銃砲はすべて拳銃であった。

2. その他

(1) 知的財産侵害事犯

- 商標権を侵害するバッグ等の密輸入事犯を7件告発した。

[事例1]

商標権を侵害するバッグ、ポーチ等の密輸入事犯を告発

平成28年4月、函館税関は、香港から
商標権を侵害するバッグ、ポーチ等 計2,240点
を密輸入しようとした日本人女性等を関税法違反で告発した。



(2) 北朝鮮関連事犯

- 食器類等の日用品及びニット生地 of 不正輸出事犯を告発した。

[事例2]

食器類等の日用品の不正輸出事犯を告発

平成28年3月、横浜税関は、関係機関と連携し、
食器類等の日用品 計7,731個
を、最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、シンガポールが最終仕向地であると虚偽の輸出申告をして不正に輸出した韓国人男性を関税法違反で告発した。

[事例3]

ニット生地 of 不正輸出事犯を告発

平成28年4月、大阪税関は、関係機関と連携し、
ニット生地 2,835パッケージ
を、最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、中国が最終仕向地であると虚偽の輸出申告をして不正に輸出した中国人女性を関税法違反で告発した。

(3) その他の事犯

[事例4]

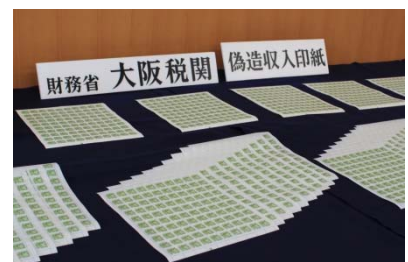
火薬類である黒色火薬の密輸入事犯を告発

平成28年3月、東京税関は、韓国から
火薬類である黒色火薬 約1.4kg
を密輸入しようとした韓国人男性を関税法違反で告発した。

[事例5]

偽造収入印紙の密輸入事犯を告発

平成28年4月、大阪税関は、中国から
偽造収入印紙(額面200円) 10,000枚
を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。



(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
	覚醒剤	件	141	154	174	83	104
	kg	482	859	549	422	1,501	356%
大麻	件	82	66	99	122	118	97%
	kg	132	13	74	34	9	25%
大麻草	件	58	52	52	58	81	140%
	kg	104	12	35	29	6	21%
大麻樹脂	件	24	14	47	64	37	58%
	kg	29	1	40	6	3	48%
あへん	件	—	1	—	—	—	—
	kg	—	0	—	—	—	—
麻薬	件	46	128	91	213	182	85%
	kg	11	135	6	26	121	465%
	千錠	4	17	2	1	1	56%
ヘロイン	件	3	3	2	2	6	300%
	kg	1	4	0	2	0	0%
コカイン	件	7	10	10	8	12	150%
	kg	9	127	2	18	119	657%
MDMA等	件	5	6	5	23	27	117%
	kg	0	3	0	0	1	351%
	千錠	0	0	0	0	1	701%
ケタミン	件	8	5	7	12	20	167%
	kg	0	0	1	4	1	18%
その他麻薬	件	23	104	67	168	117	70%
	kg	0	1	3	2	1	31%
	千錠	4	17	2	1	0	14%
向精神薬	件	39	33	26	16	11	69%
	kg	—	0	—	0	0	95%
	千錠	12	10	9	7	2	32%
指定薬物	件	—	—	—	1,462	477	33%
	kg	—	—	—	40	19	47%
合計	件	308	382	390	1,896	892	47%
	kg	626	1,007	630	522	1,649	316%
	千錠	16	27	11	8	3	36%
(参考) 使用回数	万回	1,701	3,331	1,885	1,499	5,405	361%
銃砲	件	3	4	3	5	4	80%
	丁	4	6	4	5	4	80%
うち拳銃	件	3	4	3	5	4	80%
	丁	4	6	4	5	4	80%
拳銃部品	件	3	—	2	—	—	—
	点	3	—	2	—	—	—

- (注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
3. 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。
4. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
5. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
6. 端数処理のため数値が合わないことがある。
7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
8. 平成28年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年					前年比	構成比
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
航空機旅客等による密輸入	130	135	171	107	176	164%	20%
国際郵便物を利用した密輸入	130	204	166	1,734	640	37%	72%
商業貨物等を利用した密輸入	33	30	39	45	60	133%	7%
航空貨物等	25	26	27	34	49	144%	5%
海上貨物等	8	4	12	11	11	100%	1%
船員等による密輸入	15	13	14	10	16	160%	2%
合 計	308	382	390	1,896	892	47%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
航空機旅客等による密輸入	84	104	126	37	53	143%	51%
	204	304	246	84	79	94%	5%
国際郵便物を利用した密輸入	31	21	22	21	20	95%	19%
	35	7	16	3	53	17倍	4%
商業貨物等を利用した密輸入	18	19	16	18	21	117%	20%
	236	539	261	328	653	199%	44%
航空貨物等	15	17	12	13	15	115%	14%
	83	105	71	80	72	90%	5%
海上貨物等	3	2	4	5	6	120%	6%
	152	434	189	248	581	234%	39%
船員等による密輸入	8	10	10	7	10	143%	10%
	8	10	27	6	715	120倍	48%
合 計	141	154	174	83	104	125%	100%
	482	859	549	422	1,501	356%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
中国（香港・マカオを含む）	28	38	79	28	34	33%	207
	73	62	200	104	1,049	70%	1,489
中国	14	26	32	15	19	18%	106
	10	43	72	76	1,025	68%	1,225
香港	12	11	42	12	15	14%	92
	63	16	119	27	25	2%	249
マカオ	2	1	5	1	-	-	9
	0	3	10	1	-	-	15
台湾	2	1	3	4	16	15%	26
	0	1	0	45	104	7%	150
アジア	12	28	39	19	18	17%	116
	14	29	35	12	15	1%	204
タイ	3	2	26	12	6	6%	49
	3	1	28	6	3	0%	40
韓国	1	-	1	1	4	4%	7
	1	-	1	-	2	0%	4
マレーシア	-	2	-	-	2	2%	4
	-	4	-	-	7	0%	11
ベトナム	-	-	1	-	2	2%	3
	-	-	3	-	0	0%	3
フィリピン	4	1	9	4	2	2%	20
	1	0	3	1	0	0%	5
インド	3	19	-	2	1	1%	25
	10	114	-	4	2	0%	130
インドネシア	-	-	2	-	1	1%	3
	-	-	0	-	-	-	0
中東	6	6	2	2	1	1%	17
	48	12	4	3	0	0%	67
イラン	2	-	-	1	1	1%	4
	44	-	-	0	0	0%	44
トルコ	2	5	2	1	-	-	10
	1	10	4	3	-	-	17
アフリカ	31	21	14	2	5	5%	73
	89	90	17	20	38	3%	254
ウガンダ	2	5	5	1	4	4%	17
	10	44	6	20	36	2%	115
南アフリカ	3	5	3	1	1	1%	13
	16	20	4	1	2	0%	43
ケニア	14	4	5	-	-	-	23
	47	8	6	-	-	-	60
欧州	23	9	17	5	6	6%	60
	157	13	65	4	8	1%	247
オランダ	5	2	1	-	2	2%	10
	121	2	2	-	0	0%	125
スペイン	1	-	3	3	1	1%	8
	4	-	10	0	3	0%	17
イギリス	3	2	1	1	1	1%	8
	1	2	2	4	3	0%	11
オーストリア	-	-	-	-	-	1%	1
	-	-	-	-	2	0%	2
フランス	2	1	-	-	-	1%	4
	3	2	-	-	1	0%	6
ロシア	-	-	1	-	-	-	1
	-	-	27	-	-	-	27
ベルギー	6	-	-	-	-	-	6
	9	-	-	-	-	-	9
北米	10	17	6	8	13	13%	54
	30	36	20	3	16	1%	104
米国	8	12	5	8	12	12%	45
	22	12	17	3	11	1%	64
カナダ	2	5	1	-	1	1%	9
	8	23	4	-	5	0%	40
中南米	26	26	9	7	6	6%	74
	72	516	208	225	260	17%	1,280
メキシコ	24	26	8	7	6	6%	71
	69	516	207	225	260	17%	1,278
オセアニア	-	-	-	1	-	-	1
	-	-	-	0	-	-	0
不明	3	8	5	7	5	5%	28
	0	1	0	6	11	1%	17
合計	141	154	174	83	104	100%	656
	482	859	549	422	1,501	100%	3,813

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
航空機旅客等による密輸入	31	19	32	28	49	175%	42%
	63	1	28	1	1	40%	7%
国際郵便物を利用した密輸入	34	40	47	83	59	71%	50%
	12	10	4	23	4	18%	49%
商業貨物等を利用した密輸入	11	5	16	8	9	113%	8%
	58	2	41	10	4	39%	45%
航空貨物等	9	4	11	6	7	117%	6%
	58	2	36	2	4	203%	45%
海上貨物等	2	1	5	2	2	100%	2%
	0	0	5	8	0	0%	0%
船員等による密輸入	6	2	4	3	1	33%	1%
	0	0	1	0	0	46%	0%
合 計	82	66	99	122	118	97%	100%
	132	13	74	34	9	25%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
中国（香港・マカオを含む）	3	1	4	3	3	4%	14
	0	0	1	1	0	0%	2
台湾	-	-	-	1	1	1%	2
	-	-	-	0	0	0%	0
アジア	6	10	6	4	15	19%	41
	0	0	0	3	3	57%	8
タイ	1	4	1	3	8	10%	17
	0	0	0	2	3	51%	5
アフリカ	2	1	1	2	-	-	6
	0	0	0	0	-	-	0
欧州	13	11	11	16	14	17%	65
	0	0	0	0	0	2%	1
北米	29	22	24	29	41	51%	145
	103	12	33	24	2	40%	174
米国	22	22	20	24	28	35%	116
	103	12	33	22	2	33%	172
中南米	2	4	2	3	2	2%	13
	0	0	0	0	0	0%	0
オセアニア	2	1	-	-	2	2%	5
	0	-	-	-	0	0%	0
不明	1	2	4	-	3	4%	10
	0	0	0	-	0	0%	0
合 計	58	52	52	58	81	100%	301
	104	12	35	29	6	100%	185

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
中国（香港・マカオを含む）	4	1	2	1	2	5%	10
	1	0	0	0	0	0%	1
台湾	-	-	-	-	1	3%	1
	-	-	-	-	0	0%	0
アジア	9	3	11	6	3	8%	32
	28	0	37	0	0	0%	65
インド	7	3	9	2	-	-	21
	26	0	32	0	-	-	58
アフリカ	1	-	-	-	-	-	1
	0	-	-	-	-	-	0
欧州	10	7	11	20	9	24%	57
	0	0	0	0	0	8%	1
オランダ	2	4	2	4	3	8%	15
	0	0	0	0	0	7%	0
北米	-	3	22	36	17	46%	78
	-	0	3	6	3	91%	11
米国	-	3	22	33	16	43%	74
	-	0	3	5	3	90%	11
中南米	-	-	-	-	1	3%	1
	-	-	-	-	0	0%	0
不明	-	-	1	1	4	11%	6
	-	-	0	0	0	0%	0
合 計	24	14	47	64	37	100%	186
	29	1	40	6	3	100%	78

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	211	218	244	343	374	109%	95%
関税脱税事犯	3	3	5	3	2	67%	1%
無許可輸出入事犯	12	9	7	12	15	125%	4%
虚偽申告輸出入事犯	11	4	9	8	4	50%	1%
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	237	234	265	366	395	108%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	160	128	128	293	377	129%	33%
関税脱税事犯	47	43	62	52	61	117%	5%
無許可輸出入事犯	151	110	195	537	666	124%	59%
虚偽申告輸出入事犯	10	6	5	3	17	567%	2%
その他	6	1	1	10	6	60%	1%
合計	374	288	391	895	1,127	126%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

報道発表

平成29年2月23日
財 務 省

覚醒剤の押収量が過去最高を記録

— 平成28年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況 —

財務省は、平成28年の1年間に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1.不正薬物等

不正薬物*1全体の押収量*2は約1,649 kg(前年比約3.2倍)と大幅に増加し、平成11年の約2,186kgに次ぐ“過去2番目”を記録した。一方、摘発件数は892件(前年比53%減)と半減した。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう

*2 錠剤型薬物を除いたもの

〔覚醒剤事犯〕

押収量は約1,501 kg*3(前年比約3.6倍)と大幅に増加し、“過去最高”を記録
摘発件数についても104件(前年比25%増)と増加

*3 薬物乱用者の通常使用量で約5,003万回分、末端価格にして約1,050億5,500万円に相当

▶“密輸手口の大口化”

一度の押収量として過去最高となる約600kgの密輸入をはじめ、大口事犯を多数摘発
1件当たりの平均押収量は約14kg(前年比約2.8倍)に急増

▶“密輸仕出地の局地化と台湾の台頭”

摘発件数上位5か国・地域の構成は前年から変化なし
押収量は上位3か国・地域で全体の9割以上
台湾を仕出地とする密輸入が摘発件数・押収量とも大幅に増加

〔大麻事犯〕

押収量は約9kg(前年比75%減)と大幅に減少
摘発件数は118件(前年比3%減)と増加傾向が止まったが、引き続き高水準

〔指定薬物事犯〕

摘発件数は477件(前年比67%減)と大幅に減少したが、引き続き高水準
押収量は約19kg(前年比53%減)と半減

2. その他

- ▶知的財産侵害事犯として、商標権を侵害するバッグ等の密輸入事犯を7件告発
- ▶北朝鮮関連事犯として、食器類等の日用品及びニット生地の不正確輸出事犯を告発

[平成28年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況\(詳細\)](#)

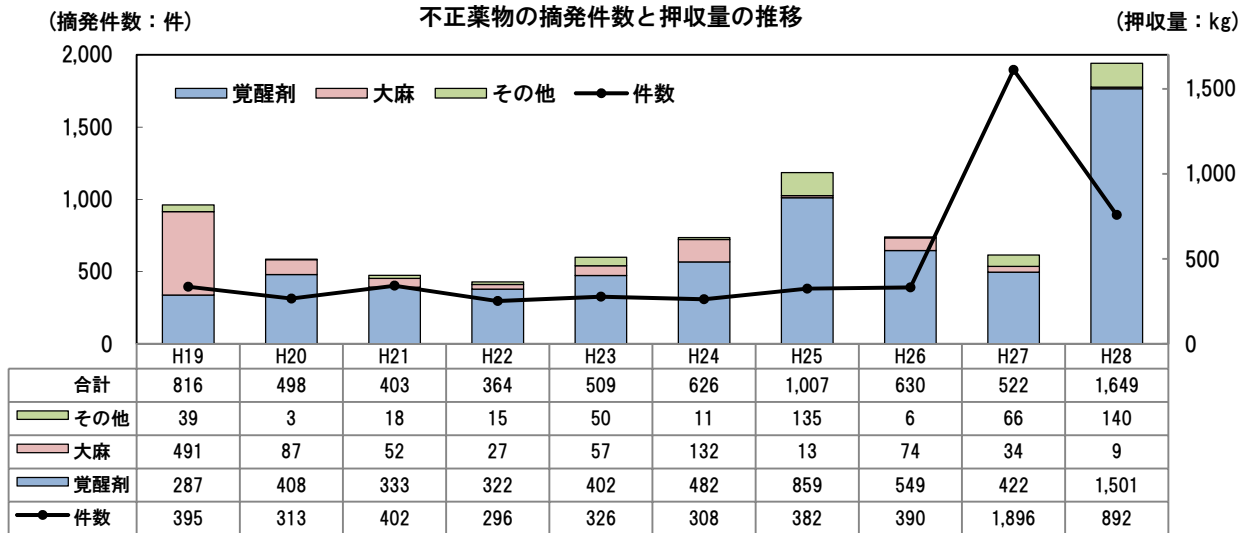
[平成28年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況\(資料\)](#)

(問い合わせ先)
財務省関税局調査課 代表03-3581-4111
(内線) 5389

平成 28 年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

1. 不正薬物等

不正薬物全体の押収量は約 1,649 kg（前年比約 3.2 倍）と大幅に増加し、平成 11 年（約 2,186kg）に次ぐ過去 2 番目を記録するなど、深刻な状況となっている。また、摘発件数は 892 件（前年比 53%減）と、指定薬物の大幅な減少を要因として前年から半減した。

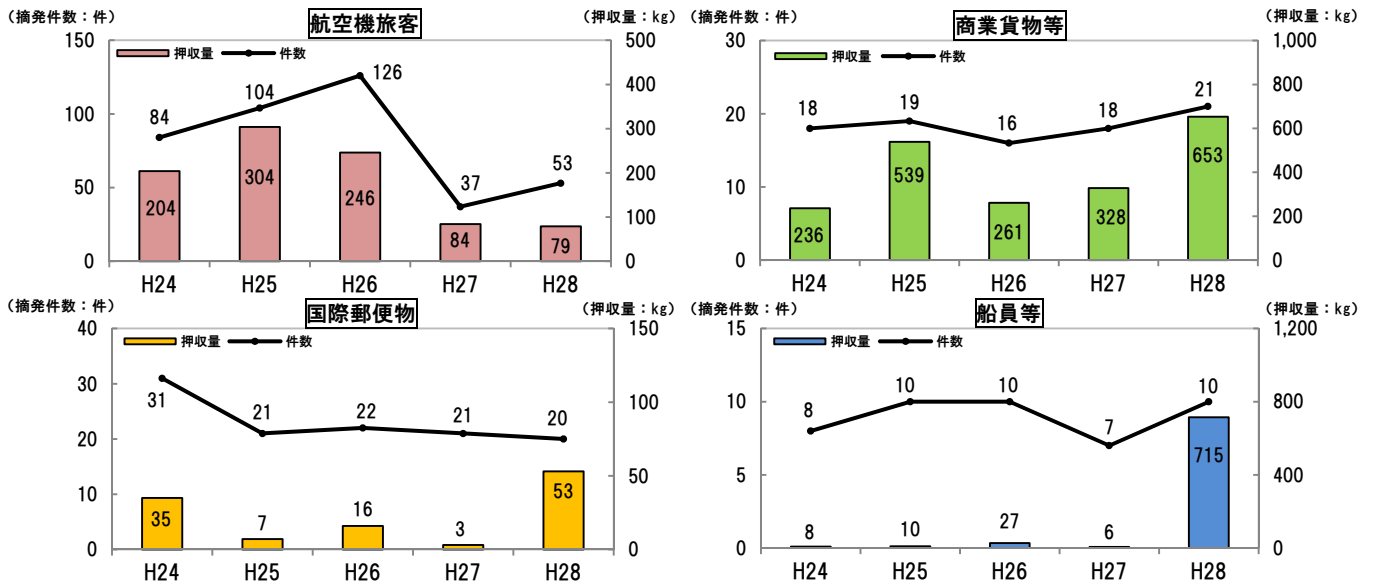


（注）その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

(1) 覚醒剤

- 押収量は約 1,501 kg（前年比約 3.6 倍）と大幅に増加し、過去最高を記録した。押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 5,003 万回分、末端価格にして約 1,050 億 5,500 万円に相当する。また、摘発件数についても 104 件（前年比 25%増）と増加した。
- 密輸形態別にみると、摘発件数については、航空機旅客による密輸入が 53 件（前年比 43%増）と増加に転じた。押収量については、航空機旅客による密輸入を除くすべての形態で大幅に増加し、密輸手口の大口化が顕著となった。
- 近年確認されていなかった洋上取引による事犯を 2 件摘発した。

密輸形態別の摘発件数・押収量の推移

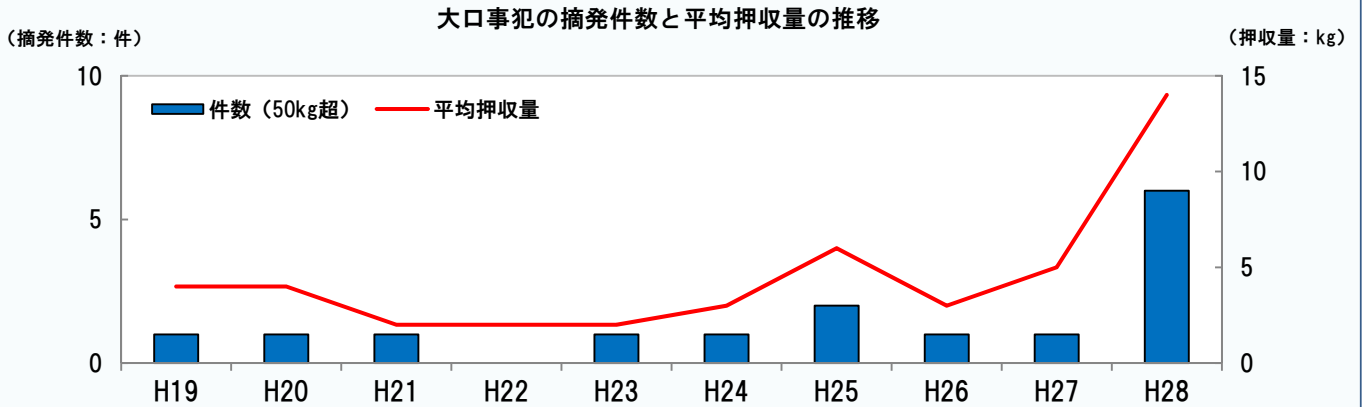


～密輸手口の大口化～

○一度の押収量として過去最高となる約 600kg の密輸入をはじめ、大口事犯を多数摘発

- ・押収量 50kg 超の事犯の摘発件数が 6 件と急増し、平成 11 年(7 件)に次ぐ過去 2 番目を記録

○1 件当たりの平均押収量は約 14kg(前年比約 2.8 倍)に急増



(事例 1) 洋上取引《過去最高の押収量》

那覇港に入港した外航ヨットに対する捜索において船底部及び客室床下に隠匿されていた**覚醒剤約 600kg**を摘発(平成 28 年 5 月沖縄地区税関)



(事例 2) 洋上取引

東シナ海の海上において洋上取引され、徳之島の漁港に陸揚げされた**覚醒剤約 100kg**を摘発(平成 28 年 2 月門司税関等 6 税関)



(事例 3) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、LED ライトの駆動装置内に隠匿されていた**覚醒剤約 150kg**を摘発(平成 28 年 7 月東京税関)



(事例 4) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、小石運搬機内に隠匿されていた**覚醒剤約 150kg**を摘発(平成 28 年 11 月東京税関)



(事例 5) 海上貨物

台湾から到着した海上貨物の検査において、円柱形スクラップ内に隠匿されていた**覚醒剤約 50kg**を摘発(平成 28 年 8 月横浜税関)



(事例 6) 国際郵便《国際郵便における過去最高の押収量》

台湾から到着した海上小包郵便物の検査において、リュックサック内に隠匿されていた**覚醒剤約 35kg**を摘発(平成 28 年 8 月横浜税関)

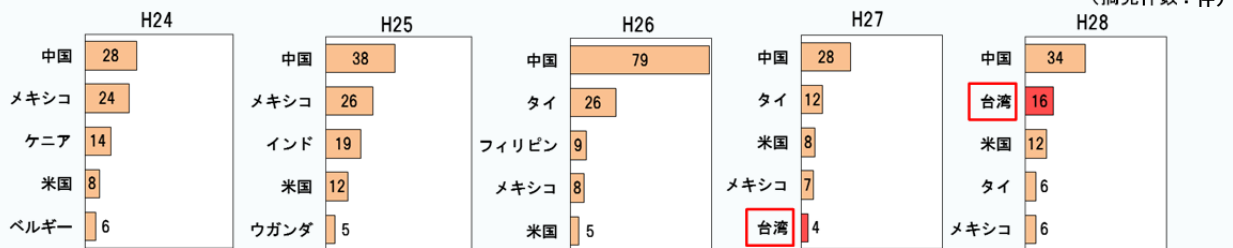


- 密輸仕出地別に摘発件数をみると、中国が 34 件(前年比 21%増)と 6 年連続で最も多く、続く台湾が 16 件(前年比 4 倍)と大幅に増加した。押収量についても中国が約 1,049kg(前年比約 10.1 倍)と最も多く、メキシコが約 260kg(前年比 16%増)、台湾が約 104kg(前年比約 2.3 倍)と続いた。

～密輸仕出地の局地化と台湾の台頭～

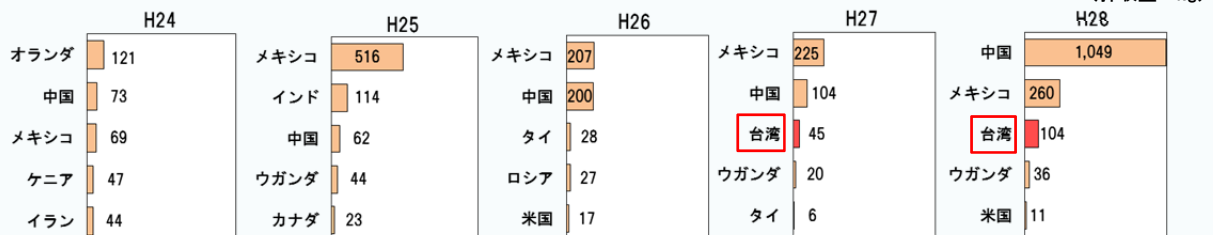
- 摘発件数上位 5 か国・地域の構成は前年から変化なし
- 押収量は上位 3 か国・地域で全体の 9 割以上
- 台湾を仕出地とする密輸入が摘発件数・押収量とも大幅に増加

密輸仕出地別の摘発件数(上位 5 か国・地域)



(注) 第 5 位が複数の場合は、押収量が最も多い国・地域を記載

密輸仕出地別の押収量(上位 5 か国・地域)



【台湾からの密輸入の特徴】

- ・入国旅客(航空機・船舶)による密輸入が 12 件と大半を占め、その半数以上は若年層(20~30 代)の男性によるものであった。

密輸形態別の摘発件数

航空機旅客：10 件 船舶旅客：2 件
 (国際郵便物：3 件 商業貨物：1 件)

摘発された旅客の年代別の摘発件数

20 代：6 件 30 代：3 件 ⇒ うち男性：7 件
 (40 代：2 件 50 代：1 件)

- ・隠匿手口の内訳は、体に巻きつける等の身辺隠匿が 9 件、携帯品への隠匿が 3 件であった。

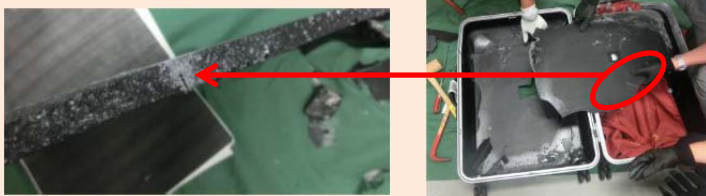
(事例 7) 船舶旅客

台湾からクルーズ船を利用し那覇港に到着した台湾人男性 2 名の携帯品検査において、体に巻きつけて隠匿されていた**覚醒剤計約 7 kg**を摘発(平成 28 年 12 月沖縄地区税関)



えっ！！この中に覚醒剤が…？

覚醒剤を樹脂様のものにねり込んでスーツケースの内側に塗り固めるようにして隠匿

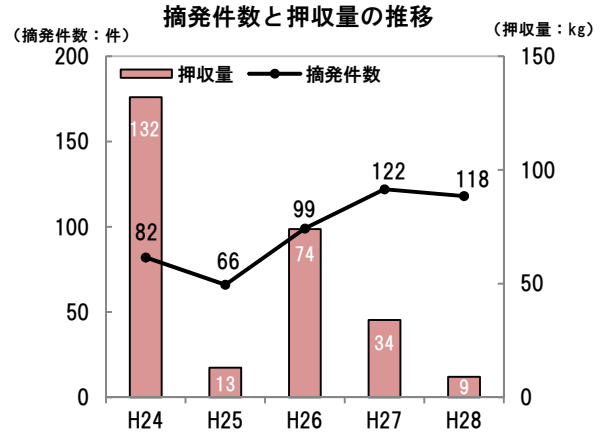


覚醒剤を円形ゴム様のものにねり込んで隠匿



(2) 大麻

- 押収量は約 9 kg (前年比 75%減) と大幅に減少し、過去最低となった。
- 摘発件数は 118 件 (前年比 3%減) と、過去 2 年続いた増加傾向が止まったが、引き続き高水準となった。
- 1 件当たりの平均押収量は約 74g (前年比 74%減) と密輸手口の小口化傾向が強まった。



(3) 麻薬^{*1}

- 押収量は約 121kg (前年比約 4.6 倍) と大幅に増加し、平成 25 年 (約 135kg) に次ぐ過去 2 番目を記録した。一方、摘発件数は 182 件 (前年比 15%減) と前年から減少した。
- 押収量の大幅な増加は、9 月に横浜税関において海上貨物からコカイン約 95kg を摘発したことによる。

*1 ヘロイン、コカイン、MDMA 等

(4) 指定薬物^{*2}

- 摘発件数は 477 件 (前年比 67%減) と大幅に減少したが、不正薬物全体の摘発件数の半数以上を占め、引き続き高水準となった。
- 押収量は約 19kg (前年比 53%減) と半減した。

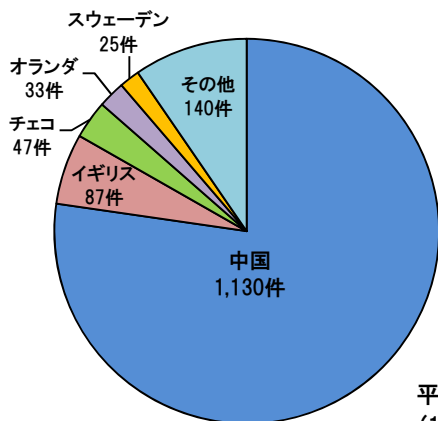
*2 指定薬物は、平成 27 年 4 月に「輸入してはならない貨物」に追加された。同年の不正薬物全体の摘発件数は 1,896 件と、過去最高を記録したが、指定薬物の摘発件数 (1,462 件) がその約 8 割を占めた。

【指定薬物の密輸入の特徴】

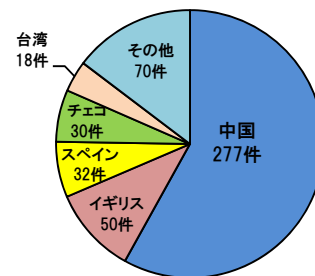
- ・ 亜硝酸イソブチル等の亜硝酸エステル類が約 7 割と大半
- ・ 国際郵便物を利用した密輸入が約 9 割
- ・ 中国からの密輸入が約 6 割を占め、引き続き最多



亜硝酸エステル類の例
(多くは小瓶 (約 9ml) 入りの液体)



平成 27 年
(1,462 件)



平成 28 年
(477 件)

(5) 銃砲等

- 銃砲の摘発件数は 4 件 (前年比 20%減)、押収量は 4 丁 (前年比 20%減) と、いずれも減少した。なお、摘発した銃砲はすべて拳銃であった。

2. その他

(1) 知的財産侵害事犯

- 商標権を侵害するバッグ等の密輸入事犯を7件告発した。

[事例1]

商標権を侵害するバッグ、ポーチ等の密輸入事犯を告発

平成28年4月、函館税関は、香港から

商標権を侵害するバッグ、ポーチ等 計2,240点

を密輸入しようとした日本人女性等を関税法違反で告発した。



(2) 北朝鮮関連事犯

- 食器類等の日用品及びニット生地 of 不正輸出事犯を告発した。

[事例2]

食器類等の日用品の不正輸出事犯を告発

平成28年3月、横浜税関は、関係機関と連携し、

食器類等の日用品 計7,731個

を、最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、シンガポールが最終仕向地であると虚偽の輸出申告をして不正に輸出した韓国人男性を関税法違反で告発した。

[事例3]

ニット生地 of 不正輸出事犯を告発

平成28年4月、大阪税関は、関係機関と連携し、

ニット生地 2,835パッケージ

を、最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、中国が最終仕向地であると虚偽の輸出申告をして不正に輸出した中国人女性を関税法違反で告発した。

(3) その他の事犯

[事例4]

火薬類である黒色火薬の密輸入事犯を告発

平成28年3月、東京税関は、韓国から

火薬類である黒色火薬 約1.4kg

を密輸入しようとした韓国人男性を関税法違反で告発した。

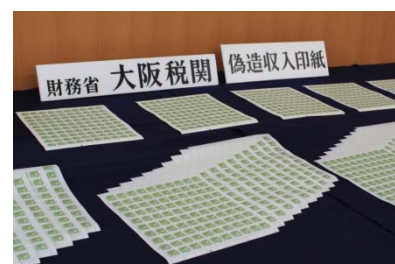
[事例5]

偽造収入印紙の密輸入事犯を告発

平成28年4月、大阪税関は、中国から

偽造収入印紙(額面200円) 10,000枚

を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。



(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
	覚醒剤	件	141	154	174	83	104
	kg	482	859	549	422	1,501	356%
大麻	件	82	66	99	122	118	97%
	kg	132	13	74	34	9	25%
大麻草	件	58	52	52	58	81	140%
	kg	104	12	35	29	6	21%
大麻樹脂	件	24	14	47	64	37	58%
	kg	29	1	40	6	3	48%
あへん	件	—	1	—	—	—	—
	kg	—	0	—	—	—	—
麻薬	件	46	128	91	213	182	85%
	kg	11	135	6	26	121	465%
	千錠	4	17	2	1	1	56%
ヘロイン	件	3	3	2	2	6	300%
	kg	1	4	0	2	0	0%
コカイン	件	7	10	10	8	12	150%
	kg	9	127	2	18	119	657%
MDMA等	件	5	6	5	23	27	117%
	kg	0	3	0	0	1	351%
	千錠	0	0	0	0	1	701%
ケタミン	件	8	5	7	12	20	167%
	kg	0	0	1	4	1	18%
その他麻薬	件	23	104	67	168	117	70%
	kg	0	1	3	2	1	31%
	千錠	4	17	2	1	0	14%
向精神薬	件	39	33	26	16	11	69%
	kg	—	0	—	0	0	95%
	千錠	12	10	9	7	2	32%
指定薬物	件	—	—	—	1,462	477	33%
	kg	—	—	—	40	19	47%
合計	件	308	382	390	1,896	892	47%
	kg	626	1,007	630	522	1,649	316%
	千錠	16	27	11	8	3	36%
(参考) 使用回数	万回	1,701	3,331	1,885	1,499	5,405	361%
銃砲	件	3	4	3	5	4	80%
	丁	4	6	4	5	4	80%
うち拳銃	件	3	4	3	5	4	80%
	丁	4	6	4	5	4	80%
拳銃部品	件	3	—	2	—	—	—
	点	3	—	2	—	—	—

- (注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
3. 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。
4. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
5. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
6. 端数処理のため数値が合わないことがある。
7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
8. 平成28年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年					前年比	構成比
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
航空機旅客等による密輸入	130	135	171	107	176	164%	20%
国際郵便物を利用した密輸入	130	204	166	1,734	640	37%	72%
商業貨物等を利用した密輸入	33	30	39	45	60	133%	7%
航空貨物等	25	26	27	34	49	144%	5%
海上貨物等	8	4	12	11	11	100%	1%
船員等による密輸入	15	13	14	10	16	160%	2%
合 計	308	382	390	1,896	892	47%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
航空機旅客等による密輸入	84	104	126	37	53	143%	51%
	204	304	246	84	79	94%	5%
国際郵便物を利用した密輸入	31	21	22	21	20	95%	19%
	35	7	16	3	53	17倍	4%
商業貨物等を利用した密輸入	18	19	16	18	21	117%	20%
	236	539	261	328	653	199%	44%
航空貨物等	15	17	12	13	15	115%	14%
	83	105	71	80	72	90%	5%
海上貨物等	3	2	4	5	6	120%	6%
	152	434	189	248	581	234%	39%
船員等による密輸入	8	10	10	7	10	143%	10%
	8	10	27	6	715	120倍	48%
合 計	141	154	174	83	104	125%	100%
	482	859	549	422	1,501	356%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
中国（香港・マカオを含む）	28	38	79	28	34	33%	207
	73	62	200	104	1,049	70%	1,489
中国	14	26	32	15	19	18%	106
	10	43	72	76	1,025	68%	1,225
香港	12	11	42	12	15	14%	92
	63	16	119	27	25	2%	249
マカオ	2	1	5	1	-	-	9
	0	3	10	1	-	-	15
台湾	2	1	3	4	16	15%	26
	0	1	0	45	104	7%	150
アジア	12	28	39	19	18	17%	116
	14	29	35	12	15	1%	204
タイ	3	2	26	12	6	6%	49
	3	1	28	6	3	0%	40
韓国	1	-	1	1	4	4%	7
	1	-	1	-	2	0%	4
マレーシア	-	2	-	-	2	2%	4
	-	4	-	-	2	0%	11
ベトナム	-	-	1	-	7	2%	3
	-	-	3	-	0	0%	3
フィリピン	4	1	9	4	2	2%	20
	1	0	3	1	0	0%	5
インド	3	19	-	2	1	1%	25
	10	114	-	4	2	0%	130
インドネシア	-	-	2	-	1	1%	3
	-	-	0	-	-	-	0
中東	6	6	2	2	1	1%	17
	48	12	4	3	0	0%	67
イラン	2	-	-	1	1	1%	4
	44	-	-	0	0	0%	44
トルコ	2	5	2	1	-	-	10
	1	10	4	3	-	-	17
アフリカ	31	21	14	2	5	5%	73
	89	90	17	20	38	3%	254
ウガンダ	2	5	5	1	4	4%	17
	10	44	6	20	36	2%	115
南アフリカ	3	5	3	1	1	1%	13
	16	20	4	1	2	0%	43
ケニア	14	4	5	-	-	-	23
	47	8	6	-	-	-	60
欧州	23	9	17	5	6	6%	60
	157	13	65	4	8	1%	247
オランダ	5	2	1	-	2	2%	10
	121	2	2	-	0	0%	125
スペイン	1	-	3	3	1	1%	8
	4	-	10	0	3	0%	17
イギリス	3	2	1	1	1	1%	8
	1	2	2	4	3	0%	11
オーストリア	-	-	-	-	-	1%	1
	-	-	-	-	2	0%	2
フランス	2	1	-	-	-	1%	4
	3	2	-	-	1	0%	6
ロシア	-	-	1	-	-	-	1
	-	-	27	-	-	-	27
ベルギー	6	-	-	-	-	-	6
	9	-	-	-	-	-	9
北米	10	17	6	8	13	13%	54
	30	36	20	3	16	1%	104
米国	8	12	5	8	12	12%	45
	22	12	17	3	11	1%	64
カナダ	2	5	1	-	1	1%	9
	8	23	4	-	5	0%	40
中南米	26	26	9	7	6	6%	74
	72	516	208	225	260	17%	1,280
メキシコ	24	26	8	7	6	6%	71
	69	516	207	225	260	17%	1,278
オセアニア	-	-	-	1	-	-	1
	-	-	-	0	-	-	0
不明	3	8	5	7	5	5%	28
	0	1	0	6	11	1%	17
合計	141	154	174	83	104	100%	656
	482	859	549	422	1,501	100%	3,813

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
航空機旅客等による密輸入	31	19	32	28	49	175%	42%
	63	1	28	1	1	40%	7%
国際郵便物を利用した密輸入	34	40	47	83	59	71%	50%
	12	10	4	23	4	18%	49%
商業貨物等を利用した密輸入	11	5	16	8	9	113%	8%
	58	2	41	10	4	39%	45%
航空貨物等	9	4	11	6	7	117%	6%
	58	2	36	2	4	203%	45%
海上貨物等	2	1	5	2	2	100%	2%
	0	0	5	8	0	0%	0%
船員等による密輸入	6	2	4	3	1	33%	1%
	0	0	1	0	0	46%	0%
合 計	82	66	99	122	118	97%	100%
	132	13	74	34	9	25%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
中国（香港・マカオを含む）	3	1	4	3	3	4%	14
	0	0	1	1	0	0%	2
台湾	-	-	-	1	1	1%	2
	-	-	-	0	0	0%	0
アジア	6	10	6	4	15	19%	41
	0	0	0	3	3	57%	8
タイ	1	4	1	3	8	10%	17
	0	0	0	2	3	51%	5
アフリカ	2	1	1	2	-	-	6
	0	0	0	0	-	-	0
欧州	13	11	11	16	14	17%	65
	0	0	0	0	0	2%	1
北米	29	22	24	29	41	51%	145
	103	12	33	24	2	40%	174
米国	22	22	20	24	28	35%	116
	103	12	33	22	2	33%	172
中南米	2	4	2	3	2	2%	13
	0	0	0	0	0	0%	0
オセアニア	2	1	-	-	2	2%	5
	0	-	-	-	0	0%	0
不明	1	2	4	-	3	4%	10
	0	0	0	-	0	0%	0
合 計	58	52	52	58	81	100%	301
	104	12	35	29	6	100%	185

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		
中国（香港・マカオを含む）	4	1	2	1	2	5%	10
	1	0	0	0	0	0%	1
台湾	-	-	-	-	1	3%	1
	-	-	-	-	0	0%	0
アジア	9	3	11	6	3	8%	32
	28	0	37	0	0	0%	65
インド	7	3	9	2	-	-	21
	26	0	32	0	-	-	58
アフリカ	1	-	-	-	-	-	1
	0	-	-	-	-	-	0
欧州	10	7	11	20	9	24%	57
	0	0	0	0	0	8%	1
オランダ	2	4	2	4	3	8%	15
	0	0	0	0	0	7%	0
北米	-	3	22	36	17	46%	78
	-	0	3	6	3	91%	11
米国	-	3	22	33	16	43%	74
	-	0	3	5	3	90%	11
中南米	-	-	-	-	1	3%	1
	-	-	-	-	0	0%	0
不明	-	-	1	1	4	11%	6
	-	-	0	0	0	0%	0
合 計	24	14	47	64	37	100%	186
	29	1	40	6	3	100%	78

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	211	218	244	343	375	109%	95%
関税脱税事犯	3	3	5	3	2	67%	1%
無許可輸出入事犯	12	9	7	12	14	117%	4%
虚偽申告輸出入事犯	11	4	9	8	4	50%	1%
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	237	234	265	366	395	108%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	160	128	128	293	377	129%	33%
関税脱税事犯	47	43	62	52	61	117%	5%
無許可輸出入事犯	151	110	195	537	666	124%	59%
虚偽申告輸出入事犯	10	6	5	3	17	567%	2%
その他	6	1	1	10	6	60%	1%
合計	374	288	391	895	1,127	126%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) 1

改正案	現行
<p>別表第二の二（第二条、第四条関係） 一～十三（略） 十三の二 つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。） 十三の三 磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。） 十四～三十三（略）</p>	<p>別表第二の二（第二条、第四条関係） 一～十三（略） （新設） （新設） 十四～三十三（略）</p>

事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について

税関からのリスク分析結果の事前通知(DNL、HLD、DNU及びSPD)の内容について不明な点がある場合、又は通知内容に誤りがあり解除を要請する場合には、以下の留意事項をご確認の上、当該事前通知に記載された電話番号又は電子メールアドレス宛にご連絡ください。

(1)電話でのお問合せの留意事項

- ・ 事前通知に記載された電話番号は、国コード(81)をから始まる番号となっております。したがって、日本国内から発信の際は、国コード(81)を除き、先頭に「0」を加えてください。
- ・ 事前通知に関する電話でのお問合せは、日本語又は英語でお願いします。その他の言語でのお問合せは受け付けられません。
- ・ 自動音声案内にしたがって、日本語又は英語を選択した後、「事前通知に関するお問合せ」に対応する番号「3番」を選択してください。

事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について

(2) 電子メールでのお問合せの留意事項①

- ・ 事前通知に記載された電子メールアドレスは、税関からのリスク分析結果の事前通知を受けた場合の当該事前通知の内容に関するご質問専用となります。したがって、事前通知に関するご質問以外のお問合せ先につきましては、下記をご参照ください。

<システムに関するご質問>

- ① サービスプロバイダ経由の接続により報告をしている方
⇒ 契約しているサービスプロバイダ
- ② 自社システムとのゲートウェイ接続により報告をしている方
⇒ NACCSセンターヘルプデスク
- ③ NACCSパッケージソフトを使用して報告をしている方
⇒ NACCSセンターヘルプデスク

<法令に関するご質問>

税関ホームページ内の次のURL (<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>) のお問合せフォームをご利用の上、お問合せください。

事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について

(2) 電子メールでのお問合せの留意事項②

- ・ お問合せの際は、受け取った事前通知に記載されている事前通知コード(DNL、HLD、DNU又はSPD)及びB/L番号を電子メールの件名欄に必ず記載してください。
- ・ お問合せは、日本語又は英語でお願いします。その他の言語でのお問合せは受け付けられません。
- ・ お問合せにあたり、添付ファイルを使用される場合には、拡張子がdoc、docx、xls、xlsx、gif、jpeg、pdfのファイルのいずれかで送付願います。
- ・ ドメイン指定受信を設定されている場合には、税関からの返信メールを受け取ることができるように、あらかじめ「customs.go.jp」の受信設定をお願いします。
- ・ メールでの回答にはお時間を頂く場合がございますので、急を要する場合には、電話によるお問合せをお願いします。

Instruction for the method of inquiries about advance notice

If you have questions about the contents of advance notices, (i.e. DNL, HLD, DNU and SPD), sent by Japan Customs or if there might be errors on the advance notices which you need to ask Japan Customs to lift, you can contact Japan Customs with the telephone number and email address shown on the advance notices according to following instructions.

(1) Instructions for inquiry by telephone

- Inquiries either only in English or in Japanese are acceptable. Other languages are not acceptable.
- According to the voice guidance, chose language(Japanese or English), then press a number “3” that suits respective advance notices.

N.B. The telephone number on advance notice includes the international access code of Japan, “81”. If you are in Japan, remove the international access code “81” and add “0” to the beginning of the telephone number.

Instruction for the method of inquiries about advance notice

(2) Instructions for inquiry by email ①

- The email address shown on advance notices is only for inquiries about the contents of advance notices which are issued by Japan Customs after its risk analysis.

If you have questions about NACCS computerized system, you can put questions to following entities depending on the types of filer's connectivity with NACCS.

- ① Connection via service provider ⇒ to service providers with which you have contract
- ② Gateway connection using filer's own systems ⇒ to NACCS Center Help Desk
- ③ Connection using package software provided by NACCS Center
⇒ to NACCS Center Help Desk

In addition, if you have questions about laws and regulations of Japan Customs, you can send your questions to Japan Customs with an inquiry form that can be found in the following URL: <https://www.customs.go.jp/english/quest/index.htm>.

Instruction for the method of inquiries about advance notice

(2) Instructions for inquiry by email ②

- Inquiries either only in English or in Japanese are acceptable. Other languages are not acceptable.
- The following information has to be written in the subject field of your inquiry email to Japan Customs.
 - ① The advance notice code (i.e. DNL, HLD, DNU or SPD) shown on the advance notice that you received ;
 - ② The number of pending B/L .
- In case you send attachment files, following file forms are acceptable: doc, docx, xls, xlsx, gif, jpeg, pdf.
- If you have settings to receive only specified domain, you need to change your settings to accommodate “customs.go.jp” in order to receive the responses from Japan Customs.
- It might take time to respond by email, therefore, as for matters requiring urgent actions, please contact by telephone.